山口県告示第二百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、

道路の位置の指定 (建築指導課)

道路の区域の変更 ( 道路整備課 ) ......ー 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間 (水産振興課).......

П

Щ

直接請求に必要な有権者の数.

公安委告示

山口県暴力追放運動推進センターの変更の届出....

警備員等の検定の実施.....

選管告示

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)...... 平成二十一年クリーニング師試験の実施 (生活衛生課)..... 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正 (会計課).....

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正

Ξ

兀

: =

報

土地改良事業施行の認可 (農村整備課).......

目

次

6月19日 (金曜日)

平成 21 年

規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

# 平成二十一年六月十九日

## 柳井市土地改良区 土地改良区の名称

捻藪地区

施行地区

山口県知事

= 認 可 井

関

成

唐の尾下池地区

ため池の整備 かんがい排水 事業の種類

11

平成二一、

六 月

年

日 八

## 山口県告示第二百五十五号

つき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。 十一条第三項において準用する場合を含む。) の規定により、小型機船底びき網漁業に 山口県漁業調整規則 (昭和四十二年山口県規則第十一号) 第八条第二項 (同規則第一

平成二十一年六月十九日

山口県知事 井 関 成

外の海面を操業区域とする船舶(漁業法第六十六条第二項に規定する小型機船底びき 条第一項第一号に規定する手繰第一種漁業に使用する船舶に限る。 網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第六号)第 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第百十条第二項に規定する瀬戸内海以

五 四

平成二十一年七月三日から同月十三日まで

## 山口県告示第二百五十六号

五

六

五

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

おいて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十一年六月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

平成二十一年六月十九日

山口県知事 井

関

成

道路の種類 県道

新

路 線 名 徳山本郷線

П

道路の区域

よ良る工	完道 了路 に改	一、〇八四・一	七一 八一 九〇	最最 広狭	新	地先まで同市本郷町波野字大回一五二二の一
		一、六一四・〇	四二五:七〇	最最 広狭	旧	<b>先から</b> 市美川町小川字川嶋
	備	(メートル) 長	ハートル)の幅員	(敷 メ地	旧新別	区間

柳井上関線

同市伊保庄字小崎三五九一の一地先まで柳井市南浜四丁目六七五の五地先から

路

線

名

供

用

開

始

の

X

間

供用開始の期日

十九日平六月

道路の種類 県道

路線名柳井上関線

道路の区域

完了による。	一二、三〇七・一	三 三 六	最最広	新	まで、同市伊保庄字小崎三五九一の一地先
		<u>-</u>	曼夹		が井市南浜四丁目六七五の五地先か
	王王 三王 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 ○ ○ ○ ○ ○	二七五	最近	旧	まで同市伊保庄字小崎三五九一の一地先
		5 5	<b></b>		らが井市南町四丁目八九一の五地先か
備考	(メートル)	(ートル)	、 敷 メ地	旧新別	区間

## 山口県告示第二百五十七号

山

路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

おいて一般の縦覧に供する。その関係図面は、平成二十一年六月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

平成二十一年六月十九日

山口県知事 二 井 関

成

平成二十一年六月		でから	地四 先地 ま先	二四二九の四一の	回川一嶋五二	野川大字	同市本郷町波岩国市美川町	徳山本 郷 線道
供用開始の期日	間	X	Ø	始	開	用	供	路線名

百 宗 第	
百五十八号	

て次のとおり定めた。格」という。) 並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等につい格」という。) 並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等についする者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格 (以下「経営規模等入札を加資り、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事 (第三工区) の契約に係る一般競争入札に参加地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の五第一項の規定によ

平成二十一年六月十九日

F → B

山口県知事

井

関成

徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事 (第三工区)

○ 工事場所 周南市臨海町地先

□ 工事の概要

<u>四</u> かた		本体工 (ハイブリッド L型ブロック製作・運搬
数量	種	I

二 経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。) とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (二者で

- 1141。 ① - 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
- 2 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。) 第三条第六項に規 |

と。 定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。)を受けているこ

- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- の(以下「総合評定値」という。)の鋼構造物工事の数値が千百以上であること。知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のも二 共同企業体の代表者の平成二十一年六月十八日までに国土交通大臣又は都道府県
- こと。 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼構造物工事の数値が千以上である
- 経営規模等入札参加資格の審査
- 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

う。) を提出しなければならない。同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の⑴に規定する共

- 共同企業体協定書の写し
- 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状
- 申請書等の提出方法

П

よるものは、受け付けない。申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

申請書等の提出場所

山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番二三号

四申請書等の提出期間及び時間

Щ

また。平成二十一年六月二十二日から同年七月三日までの午前九時から午後四時三十分の下成二十一年六月二十二日から同年七月三日までの午前九時から午後四時三十分

五 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

平成二十一年七月十七日までに発送する。経営規模等入札参加資格非適合通知書を

四その他

## 山口県告示第二百五十九号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十一年六月十九日

山口県知事 二 井

関

成

八熊六毛那	地
の田四布施	名
一町大宝	及
八六三の四 パラア田布施字!	び
施字	番
蛭子屋	地
	幅
   <del> </del>	(メートル)
五 · ○	ト 川 員
	延
四四	(メートル)
四一七	り長
= : 0	(平方メートル) る土地の面積 道路の敷地とな
九	ルでな

## 山口県告示第二百六十号

年山口県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。 公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示 (平成九

平成二十一年六月十九日

山口県知事 二 井

関

成

表稗田県営住宅の項中「、一四号棟から一七号棟まで及び一九号棟」を「及び一四号

同表西宇部県営住宅の項を次のように改める。

棟から一九号棟まで」に改め、

表中野県営住宅の項を次のように改める。

中 野 県 営 住 宅 一号棟から五号棟まで 〇・九七

表中津江県営住宅の項中「Ⅰ棟」を「J棟」に改める。

## 山口県告示第二百六十一号

六十六号)の一部を次のように改正する。 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示 (昭和四十一年山口県告示第四百

平成二十一年六月十九日

一の表中 岡田実 山口県刊 山口県刊行物普

を

平尾幸雄 山口県刊行物普

に改める。

山口県知事

\_

井

関

成

(二〇五) 平成二十一年クリーニング師試験の実施

二十一年クリーニング師試験を次のとおり実施します。 クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) 第七条第一項の規定により、 平成

平成二十一年六月十九日

山口県知事 = 井 関

成

試験の日時及び場所

日時

平成二十一年九月十三日 (日曜日) 午前十一時から

場所

山口市吉敷下東三丁目一番

山口県総合保健会館

試験の内容

- 学科試験
- 衛生法規に関する知識
- 公衆衛生に関する知識
- 洗濯物の処理に関する知識

3 2

- 技能試験
- 洗濯物の処理に関する知識
- (1)薬品の鑑別

- 繊維の識別
- (3)(2)絵表示の判別
- 2 洗濯物の処理に関する技能

白無地カッターシャツ (木綿一〇〇パーセントのもの) のアイロン仕上げ

受験資格

り同条に規定する者とみなされる者を含む。 グ業法の一部を改正する法律 (昭和三十年法律第百五十四号) 附則第五項の規定によ 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者 (クリーニン

受験願書の受付期間

兀

合は、八月七日までの消印のあるものは、有効とする。 平成二十一年七月二十一日 (火曜日)から同年八月七日 (金曜日)まで (郵送の場

受験願書等の提出先

 $\overline{\mathcal{H}}$ 

県内に居住する者

県外に居住する者

住所地を所管する保健所

山口市滝町一番一号 (郵便番号七五三-八五〇一)

提出書類

山口県環境生活部生活衛生課

- 受験願書
- 履歴書
- 受験資格があることを証明する書類
- のとする。) 写真(手札型とし、出願前六月以内に撮影した無帽、 正面向き及び上半身像のも

七 受験手数料

には、消印をしないこと。 八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。 この収入証紙

- 合格者の発表
- を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。 合格者の発表は、平成二十一年九月二十八日 (月曜日) とし、 合格者の受験番号
- 点の開示を受けようとする受験者は、 試験の得点の開示は、 山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得 合格者の発表日以後、受験票を提示してその

その他

旨を知事に申し出ること。

受験案内、 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口

はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封(電話〇八三-九三三-二九七〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。ニナセンチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。果環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリー県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリー

# (二〇六) 開発行為に関する工事の完了

の上すること。

関する工事の完了を次のとおり公告します。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

平成二十一年六月十九日

----

山口県知事 二 井 関 成

周南市鐘楼町三番一号開発許可を受けた者の住所及び氏名下松市清瀬町一丁目開発区域に含まれる地域の名称開発区域に含まれる地域の名称

Щ

П

三和土地建物株式会社

# 山口県選挙管理委員会告示第五十九号

数)は、次の表のとおりである。 数)は、次の表のとおりである。 数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超え 運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を 運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を での超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第 に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項

平成二十一年六月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正

顕

垻				اد			王1 1	支 沫
	員の解職の請求県の教育委員会の委	委員の解職の請求	知事の解職の請求	の請求の議員の解職	県議会の解散の請求	する監査の請求県の事務の執行に関	廃の請求 県条例の制定又は改	直接請求の種類
	律第八条第一項 及び運営に関する法 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。		条第一項地方自治法第八十一	第一項 第一項	条第一項地方自治法第七十六	条第一項 地方自治法第七十五	条第一項 地方自治法第七十四	根拠規定
				山周美柳長光岩下防萩山宇宇東 陽南祢井門市国松府市口部関毛島 小市市市市選市市市阿市市市郡郡 野選選選挙玖選選武選選選選選 野選選挙挙挙区区区 一位区区区 一位区区区 選 一位区区区 選 一位区区区 選 一位区区区 選 一位区区区 と 区区区区 と 区区区区 と 区区区区 と 区区区区 と 区区区区 と 区区区区 と 区区区区 と 区区区区 と 区区区区 と 区区区区 と 区区区区 と 区区区区 と 区区区区 と 区区区区 と 区区区区 と 区区区区 と 区区区区 と と 区区区区 と と 区区区区 と と 区区区区 と と 区区区区 と と 区区区区 と と 区区区区 と と 区区区区 と と 区区区 と と 区区区 と と 区区 区区				必要な有権者
		二六九、		ー四 ーーー四ー三ー五四七 八一八〇一四二五二九〇七八九六	二六九	_ 	- 15,	の 数
		五 〇 〇		〇七二〇二八二一三三五六七三〇 七九〇二八七九三〇五一五七七一 〇六九一一五九〇六二三七五七一	五 〇 〇	<u> </u>		



# 山口県公安委員会告示第二十七号

の検定を次のとおり実施する。警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等

報

2066 号

検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

Щ

県 公 安 委 員 会 平成二十一年六月十九日

雑踏警備業務 別 級

三十名

受検定員

検定の日時及び場所

平成二、 九 \_ 七

時まで午前九時から午後五

時

山口県セミナーパーク山口市秋穂二島一〇六二番地

受検資格

当する者であること。 住所を有するもの (以下「県外在住警備員」という。) であって、次のいずれかに該 山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に

合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの 公安委員会が一に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該

兀 検定申請書の受付期間及び時間

三十分から午後五時十五分まで 平成二十一年七月二十一日 (火曜日)から同月二十四日 (金曜日)までの午前八時

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るも

## 五 検定申請書の提出先

Щ

者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員 にあってはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署 山口県内に住所を有する者にあっては住所地(その者が警備員である場合は、 その

## 六 提出書類

- 検定申請書
- 添付書類
- 山口県内に住所を有する者にあっては、山口県内の住所地を疎明する書面
- 県外在住警備員にあっては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明す
- 3 写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、 以上であることを疎明する書面 三の一に該当する者にあっては、 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の 当該警備業務に従事した期間が一年

平平 成成

\_\_ ++

年六月十九日発行年六月十九日印刷

発発

行行

人所

山山

 $\Box_{\Box}$ 

知県

事庁

- 三の□に該当する者にあっては、一級検定受検資格認定書の写し
- 撮影年月日を記入すること。) 二枚 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮
- 七 受検手数料

収入証紙には、消印をしないこと。 一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この

## 受検票の交付

所

検定申請書を提出した警察署において交付する

## その他

- 署、県外在住警備員にあってはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄す ある場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。) を管轄する警察 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあっては住所地(その者が警備員で
- 三一九三三一〇一一〇内線三〇一八)にすること。 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八

る警察署に請求すること。

# 山口県公安委員会告示第二十八号

あった。 条第一項の規定により、財団法人山口県暴力追放県民会議から次のとおり変更の届出が 暴力追放運動推進センターに関する規則 (平成三年国家公安委員会規則第七号) 第三

平成二十一年六月十九日

Щ П 県 公 安 委 員 会

代表者	了 写 耳	
中原茂明	変更後	变更
小池裕之	変更前	内容
平成二十一年五月二十二日	3 5 年 F	Ē F

六